

**静岡県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画（案）に対する  
パブリックコメント（意見募集）実施要領**

**1. 広域計画とは**

広域連合は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、広域連合を組織する地方公共団体やその住民に対して、当該広域連合の目標を明確にしながら事務処理に当たることにより、広域的調整を図りながら広域行政を適切かつ円滑に行うため、広域連合の設置後速やかに広域計画を作成することが義務付けられております。

静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という。）では、これまで、平成 19 年 3 月に平成 20 年度から平成 23 年度を計画期間とする静岡県後期高齢者医療広域連合第一次広域計画（以下「第一次広域計画」という。）、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から平成 29 年度を計画期間とする静岡県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画（以下「第二次広域計画」という。）、平成 30 年 3 月に平成 30 年度から令和 5 年度を計画期間とする静岡県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画（以下「第三次広域計画」という。）を策定しており、令和 6 年 3 月末の第三次広域計画の計画期間満了を控え、現在、令和 6 年度から令和 11 年度を計画期間とする静岡県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画（以下「第四次広域計画」という。）の策定を進めております。

**2. 広域計画に記載する項目**

当広域連合規約第 5 条の規定に基づき、広域計画には、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること、広域計画の期間及び改定に関することを記載するものとされており、第一次～第三次広域計画及び現在策定中の第四次広域計画（案）ではそれぞれ下表のとおり記載しています。

第一次広域計画	第二次広域計画	第三次広域計画	第四次広域計画 (案)
<b>I 広域計画の概要</b> ・経緯 ・広域計画の趣旨 ・広域計画の項目 <b>II 基本方針</b> ・広域連合の基本方針 ・関係市町の基本方針 <b>III 広域連合及び関係市町が行う事務</b> ・被保険者資格管理 ・保険給付事務 ・保険料の賦課及び徴収 ・保健事業 ・相談及び問合せへの対応	<b>I 広域計画の概要</b> ・経緯 ・広域計画の趣旨 ・広域計画の項目 <b>II 制度開始後の状況と課題</b> ・制度開始後の状況 ・課題 <b>III 基本方針</b> ・広域連合の基本方針 <b>IV 基本施策</b> ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・広報活動の充実 ・新制度への円滑な移行	<b>第 1 広域計画の趣旨及び定める項目</b> ・計画策定の趣旨 ・計画の項目 <b>第 2 制度の現状と課題</b> ・制度の沿革 ・広域計画の沿革 ・現状と課題並びに対応 <b>第 3 基本方針</b> ・広域連合の基本方針 <b>第 4 基本施策</b> ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・広報活動の充実	<b>第 1 広域計画の趣旨及び定める項目</b> ・計画策定の趣旨 ・計画の項目 <b>第 2 制度の現状と課題</b> ・制度の沿革 ・広域計画の沿革 ・現状と課題並びに対応 <b>第 3 基本方針</b> ・広域連合の基本方針 <b>第 4 基本施策</b> ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進

IV 広域計画の期間及び改定に関すること ・計画期間5年 (H19~H23)	V 広域連合及び関係市町が行う事務 ・財産運営 ・被保険者資格管理 ・保険料の賦課・徴収 ・医療給付 ・情報システムの管理・運用 ・医療費適正化事業 ・保健事業 ・制度周知 VI 第二次広域計画の期間及び改定 ・計画期間6年 (H24~H29)	第5 広域連合及び関係市町が行う事務 ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・広報活動の充実 第6 第三次広域計画の期間及び改定 ・計画期間6年 (H30~R5)	・その他制度の円滑な運営に関すること 第5 広域連合及び関係市町が行う事務 ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・その他制度の円滑な運営に関すること 第6 第四次広域計画の期間及び改定 ・計画期間6年 (R6~R11)
--	---	--	--

### 3. 第四次広域計画の策定スケジュール

年	月 日	行 事
令和5年	10月23日	・当広域連合にて第四次広域計画（素案）作成 ・県・関係市町から素案に対する意見聴取（～11/10）
	11月14日	・素案を修正し第四次広域計画（案）作成 ・関係市町へ第四次広域計画（案）提示及びパブリックコメント実施を依頼 ・静岡県に第四次広域計画（案）のパブリックコメント実施を報告
	11月24日	・第四次広域計画（案）のパブリックコメント実施（～12/25）
令和6年	1月上旬	・パブリックコメント結果公表
	2月14日	・静岡県後期高齢者医療広域連合議会令和6年2月定例会に上程

### 4. 公表資料等

公表資料	第四次広域計画（案）
参考資料	第三次広域計画
その他	第四次広域計画（案）に対するパブリックコメント実施要領
	" 意見書鑑

### 5. 資料を公表する場所

- ① 当広域連合ホームページ（以下「広域HP」という。）
- ② 当広域連合事務局窓口  
※土日祝日を除いた開庁時間内
- ③ 県内市町ホームページ  
※後期高齢者医療関連ページ内に広域HPへのリンクページを掲載
- ④ 県内市町後期高齢者医療担当課窓口  
※土日祝日を除いた開庁時間内

## 6. 意見募集の期間

令和5年11月24日（金）～令和5年12月25日（月）

## 7. 意見の提出方法

- 御意見は①～③のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送又は持参	〒420-0851 静岡県後期高齢者医療広域連合 総務室 ※令和5年12月25日（月）必着
② FAX	054-272-3312
③ 電子メール	jimukyoku@shizuoka-ki.jp

- 個人情報保護のため、市町担当窓口での受付はいたしません。必ず当広域連合宛にご提出ください。
- 御意見をお寄せいただく際は、本文のほか、住所、氏名、連絡先（電話番号あるいはメールアドレス）をご記入ください。
- 御意見をお寄せいただく際は、意見書鑑（PDF ファイル・WORD ファイル）をご利用ください。
- 御意見は日本語で作成願います。
- 電話での意見提出はできません。
- 御意見をお寄せいただく際に得られた個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス）は、御意見の内容をお尋ねするなど、当広域連合から連絡を差し上げる場合に限り使用し、外部に流出することの無いよう厳正に取り扱います。

## 8. 問合せ先

〒420-0851 静岡県後期高齢者医療広域連合 総務室
電話：054-270-5520 FAX：054-272-3312
電子メール：jimukyoku@shizuoka-ki.jp